

県立学校いじめ事案に関する調査委員会報告書の概要

はじめに

本報告書は、県立学校（以下「当該校」という。）に在籍していたA（以下「対象生徒」という。）が、いじめ被害を受け、のちに転校したという事案（以下「本事案」という。）に対して、当該校いじめ事案に関する調査委員会（以下「当委員会」という。）が調査した内容の報告書である。

第1 重大事態調査の位置づけ

本事案は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第28条第1項第1号及び第2号事案に係る重大事態として、調査が行われた。

第2 調査の目的及び調査組織

当委員会は法第28条第1項の規定に基づく組織として当該校の下に設置されている。

1 調査の目的及び担当事務

当委員会の調査は、文部科学省ガイドラインに基づき、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係の解明と再発防止に向けた検証・提言を目的として実施するものである。なお、関係者の任意の協力を前提とするため、事実関係や因果関係が必ずしもすべて明確にならない場合がある。

当委員会は、次の事務を担任している。

- (1) 本事案に係る事実関係の調査（対象生徒の保護者からの訴えにある事実）
- (2) 本事案に係る当該校の対応等の問題点や課題の検証
- (3) 前各号を踏まえた再発防止の提言

2 調査期間及び経過

- (1) 調査期間 令和7年9月18日～令和8年2月5日
- (2) 調査の経過 調査委員会を計15回開催（聞き取りを含む）

3 委員の構成

当委員会は、当該校から委嘱を受けた次の委員が担当している。

- 井之上 彩（弁護士）
高橋 知己（上越教育大学 教授）

第3 当該事案の概要

1 基本情報

本事案は、対象生徒及びその保護者の申立てによれば、令和6年5月に同学年の複数の生徒からのいじめを契機として、対象生徒が心身の不調を訴えるようになり、不登校傾向を経て、転学に至ったとされるものである。

2 本事案の概要

申立てによれば、令和6年5月15日、対象生徒の保護者から当該校に対し、対象生徒が、同学年の複数の生徒による言動により、強い不快感を覚えている旨の相談があり、翌朝、欠席の連絡と併せて、いじめへの対応を求める要望があった。

その後、当該校では慎重な配慮を求める意向を踏まえつつ、関係生徒に対する聞き取り調査を実施するとともに、申立て内容を基に本事案をいじめとして認知し、同月23日に県教育庁生徒指導課へ所定の報告を行っている。また、当該校においては、本事案以前から、対象生徒の心身の不調や学校生活に関する相談を受け、複数の教職員が面談等を行いながら対応してきた経過がある。面談記録によれば、令和6年3月頃には、進級を控え、学習面での不安が高まるなど、心身のバランスを崩しやすい状況にあったと考えられる。当該校は、外部機関とも連携しながら対応を継続してきたが、令和6年5月以降、対象生徒の欠席が増加し、最終的に対象生徒は令和6年度をもって転学している。

第4 調査の内容

1 調査方法と内容

調査委員2名により、対象生徒及びその保護者、関係生徒及びその保護者、当該校関係者からの聞き取りを行うとともに、対象生徒に関わりのあった関係機関の担当者からも聞き取りを行った。また、当該校から提供された、いじめ対応に関する記録、過去の経緯を整理した文書、学校内外の関係機関との連携に関する記録、生徒の学校生活に関する資料等のほか、県教育委員会による支援処理簿等を参照した。あわせて、対象生徒の保護者から提出された記録や書面等も参考資料として用い、本事案に関する事実経過及び学校並びに関係機関の対応状況について整理を行った。

第5 本事案の事実経過

1 対象生徒の訴え

- (1) 多目的教室での謝るまねについて
- (2) 対象生徒の名前を用いたからかい発言①②について
- (3) 競技動作のまねについて

2 関係生徒からの聴取内容

(1) 多目的教室での謝るまねについて

関係生徒全員が当該行為を行ったことを否定した。一方で、当該時期に関連するとされる場面として、授業の一場面に関連して、生徒間で謝罪のやり取りがあった旨の経緯が示され、その際の謝り方が対象生徒のそれに似ていたとの受け止めが一部で述べられた。校内において生徒間で謝罪のやり取りが行われた出来事があったことが確認されており、関係生徒の一部からは、その際の言動が対象生徒の申立てと結び付けて受け止められた可能性があるとの認識が示された。

(2) 対象生徒の名前を用いたからかい発言①②について

一部の関係生徒が当該発言を行ったことを認めており、関係生徒以外の他の生徒が対象生徒の名前を用いたからかい発言①を言ったことに同調する形で行われた旨の説明があった。

対象生徒の名前を用いたからかい発言②については、関係生徒のうち、過去学年のときに当該発言をして、対象生徒からの制止(言わないように注意を受けた)があったことも確認され、その後、グループ内で発言者はわからないものの、誰かが対象生徒の名前を用いたからかい発言②をし、名前をいじった場面が生じたとの説明があった。当時の状況については、発言の一部は、対象生徒本人に向けられていない場面もあったとされている。関係生徒らは、当該発言について、グループ内で言い合うのが楽しかったとのことであり、発言は頻回ではなく、これくらい大丈夫だろうとの理解であったことが示された。

なお、対象生徒の名前を用いたからかい発言②については入学当初より、対象生徒の名前を用いたからかい発言①については令和5年の頃より、関係生徒以外が発言している場面もあったとのことである。

(3) 競技動作のまねについて

対象生徒と同じ部活動に所属する一部の関係生徒が、対象生徒の競技動作をまねていたことを認めている。当該行為については、競技力向上を目的としたものであり、対象生徒を意図的に傷つける意図はなかったとの説明がなされた。また、関係生徒の一部からは、校内の別の場面においても、部活動に関連して、特定の生徒を対象としたものではないが、複数の生徒の動作をまねや強い人のまねをすることがあったとの説明があった。

第6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

第5に記載した事実経過を踏まえ、本事案において、いじめに該当する事実関係の有無、対象生徒が受けたとされる被害の内容及び両者の因果関係について、以下において検討する。

1 「いじめ」の定義について

法第2条第1項の定義に基づき、いじめ該当性の判断に当たっては、行為を表面的・形式的に捉えるのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、当該児童生徒の主観を踏まえて検討する必要があるとされている。本事案においては、対象生徒と関係生徒が同一校に在籍し、一定の人的関係にある者に該当することから、本事案で問題となった各行為について、法に定めるその他の要件を満たすかどうかを検討した。

2 本事案での各行為について

(1) 各行為が心理的又は物理的な影響を与える行為であったといえるか

ア 多目的教室での謝るまねについて

対象生徒から申立てがあった一方、関係生徒はいずれもこれを否定しており、事実としての確認には至らなかった。関係生徒からは、授業に関連する場面で謝罪のやり取りがあったとの説明があり、その謝り方が対象生徒の様子に似ていたと受け止められた可能性が示されたが、通常の会話の延長であったとの説明もあり、特定の生徒による模倣と認定できる事実は確認できなかった。いずれにしても、心理的に影響を与えた行為としての多目的教室での謝るまねについては確認ができないため、いじめとは認定できない。

イ 対象生徒の名前を用いたからかい発言①について

当該行為については、関係生徒の一部が、対象生徒の名前を用いた発言を行ったことを認めている。当該発言は、関係生徒においては友人同士のコミュニケーションの一環との認識であったとされる。しかしながら、名前を用いてからかわれることは、対象生徒にとって不快感や心理的負担を生じさせ得る行為であったと評価できる。

ウ 対象生徒の名前を用いたからかい発言②について

当該行為については、発言者の特定には至らないものの、対象生徒の名前を用いたからかい発言が行われたこと自体は事実として確認できる。当該発言は、対象生徒の名前を用いてからかいの対象とするものであり、過去に同様の発言に

ついて対象生徒から制止を受けた経緯があったにもかかわらず行われたものであり、対象生徒にとって不快感や心理的負担を生じさせるものであったと評価できる。

エ 競技動作のまねについて

聞き取りの結果、同じ部活動に所属する一部の生徒が、令和5年度後半頃から、部活動中及び校内の一部の場面において、対象生徒の競技動作をまねる行為を行っていたとの説明があった。当該行為については、競技上又は技術向上を目的として行われたとの説明がなされており、当初は特定の意図をもって行われたものではなかったとされている。一方で、対象生徒は、これらの行為を不快に感じていた旨を述べており、また、部活動中のまね行為については半年以上にわたり繰り返されていたことが確認された。加えて、部活動中以外の場面においても、対象生徒に断りなく競技動作のまねが行われたとの説明があったが、その具体的な態様や程度については、事実としての詳細な確認には至らなかった。以上を踏まえると、当該一連の行為は、対象生徒に心理的な負担又は影響を与え得るものであったと評価できる。

(2) 各行為により対象生徒が心身の苦痛を感じたといえるか

上記(1)の通り、対象生徒は、遅くとも令和5年11月頃以降、競技動作をまねされるなどの行為を受け、その後も、令和6年4月以降、名前を用いたからかい発言や競技動作のまねが続いたことから、同年5月中旬以降、不登校傾向となって教室に入れなくなった。

対象生徒は、これら一連の行為について、いずれも嫌だったと述べており、各行為は、対象生徒に心理的な影響を与えるものであったと評価できる。

(3) 不登校への影響

したがって、上記(1)のうち、イ、ウ、エの各行為は法の「いじめ」に該当し、それによって対象生徒は不登校を余儀なくされているといえる。

第7 学校の対応についての検証

本事案における学校の対応について、対象生徒の保護者から指摘のあった事項ごとに課題や改善すべき点の検証を行った。

① 聞き取り調査及び情報共有に関する対応

当該校は、申立て当日に関係生徒への聞き取り調査を実施し、同日中に本事案をいじめとして認知して対応を開始するなど、初期段階においては、当時の状況下で

可能な範囲の適切かつ迅速な調査と対応を行っていたと認められる。また、対象生徒及び関係生徒の保護者に対し、適宜連絡・報告を行っていた点についても、一定の評価ができる。一方で、その後の対応においては、追加調査が主として保護者からの指摘を受けて行われるなど、いじめの全容解明に向けた調査が学校主導で十分に進められたとは言い難い側面も見受けられた。また、調査結果や対応内容について、対象生徒及び関係生徒側に対する説明や情報共有が十分でなかった可能性があり、結果として学校の対応が後手に回ったと受け止められた面があったと考えられる。いじめの解消及び対象生徒の教室復帰に当たっては、いじめの全容解明と、それを踏まえた関係生徒への指導や教職員間での共通理解が前提として重要であるところ、当該校においては、早期解決を重視する中で、対応方針や前提となる情報の共有が十分に図られていなかった可能性がある。

② 出欠の取扱いに関する対応

いじめを受けた対象生徒及び保護者の心情として、学校に通えないことや今後の進路への不安が生じ、出欠の取扱いについて学校に確認することは自然である。対象生徒が登校できない期間が長期化する中で、当該校は、欠席日数の取扱いを検討し、公欠とする判断を行った結果、出席日数上の不利益は生じなかった。一方で、本事案では、対象生徒が一貫して教室復帰を希望していた状況を踏まえると、公欠の判断のみで対応が十分であったかについては検討の余地がある。結果として、対象生徒は教室での学校生活への参加が困難な状況が続き、当該学年における学習・生活の機会を十分に得られなかった。このことから、出欠の取扱いに当たっては、公欠とするか否かにとどまらず、対象生徒及び保護者の希望に寄り添い、学習や学校生活への参加を見据えた丁寧な検討が求められたと考えられる。

③ 成績評価に関する対応

②と同様に、いじめを受けた対象生徒及びその保護者の心情として、学校に通えず今後の進路への不安が生じるのは当然のことであり、前年度の成績と比較して評定が大幅に下がれば、学校に通学できていればここまで評定は下がらなかったと考えるのも無理はない。確かに、当該校が対象生徒の提出した課題を一部見落としていたこと等については当該校の対応が十分でなかった点が認められるものの、最終的には当該年度の単位認定が行われていることなどを踏まえると、成績評価そのものについて、現時点で学校に重大な問題があったとは言い難い。

④ 教室復帰を含む解決に向けた対応

当该校は、リモート授業や別室登校などの措置を講じていたものの、具体的な教室復帰を含む解決に向けた道筋を十分に示すまでには至らなかった。対象生徒らが要望していた関係生徒の別室登校については、法令上、必要がある場合に実施できる措置とされており、本事案の内容等を踏まえて実施しなかった判断自体が、直ちに不適切であったとはいえない。また、課題提出による単位評価や関係生徒への指導等、一定の対応は行われていた。一方で、対象生徒への聞き取りが困難と判断されたことなどから、専門職の活用や関係機関との連携、リモート授業以外の学習保障に関する具体的な提案については、十分なタイミングで行われたとは言い難い面があった。その結果、学校が主体的に解決や教室復帰に向けた道筋を示すことが難しくなり、対象生徒らの希望をふまえつつ、当该校が前面に出て関係生徒らとの調整を行う必要があったものの、それができず、当该校の対応が後手に回った結果、本事案の長期化を招いたものと考えられる。

⑤ 教職員の関与及び学校体制に関する対応

当该校の教職員は、校内対策委員会での協議を踏まえ、本事案への対応を行っており、早期解決を図ろうとする姿勢は確認できる。一方で、早期解決を重視する中で、事案全体の状況把握や関係生徒への指導について、対応が表面的になっていた可能性があり、その結果、対応が長期化し、関係する生徒及び教職員双方に負担が生じていった状況がうかがわれる。事案対応の過程では、関係者間で一定の意思表示や意向が示された場面もあったが、学校がそれらを整理し、丁寧に共有した上で今後の対応方針を協議する機会は十分とはいえなかった。事案が長期化した場合であっても、学校が主体的に状況整理や意思疎通を図り、解決に向けた道筋を検討・提示していくことが重要である。

⑥ まとめ

以上より、当该校の対応は、法令やガイドラインに照らして不適法とまではいえないものの、早期の解決を重視する中で、いじめの全容解明や関係生徒への指導、対象生徒の教室復帰に向けた一貫した対応が十分に行われずまま推移した可能性がある。その結果、対応が後手に回り、対象生徒及びその保護者との間に、学校対応に対する不信感が生じていった状況がうかがわれる。

対象生徒は早期の教室復帰を希望しており、その保護者も、安心して学校生活を送ることができる環境を求めている。学校としてその思いに応えようとする姿勢は認められるものの、結果として、十分な対応に至らなかった点に課題が残ったといえる。

提 言

1 初期段階の判断・対応及びいじめ授業の重要性

本事案においては、対象生徒と関係生徒及びその保護者との間に意思の齟齬が大きく存在し、それがいじめの認知に大きな影響を及ぼしていたと考えられる。いじめを訴えて登校できなくなっても対象生徒は一貫して当該校に復帰したいという意思を強く持っていた。一方、関係生徒は聞き取り調査を実施した段階において、対象生徒が当該校に登校できなくなってから、その突然ともいえる事態の動きに対して対応しきれていなかったことを口々に語るとともに、対象生徒は関係生徒たちが想定を超えるほどに深いダメージを受けていたことを聞くに及んで驚き悔恨の気持ちが生じてきたことを述べている。また、全員が謝罪の意思を示し、会談の場が得られないかと望んでいた。対象生徒は自分が一方的に周囲にいじめられていると考えていた一方で、関係生徒はいじめという認識がなかった中で行った自らの行為が、対象生徒に大きな心の傷を与えていたことに、のちになって気づかされたというのが本事案の初期段階の様態である。

関係生徒たちは、そうであるからこそ本人に直接謝る機会を得たかった、と述べていたのだが、対象生徒が急に登校できなくなっからは、一度も面会がかなっていない。当該校が、とくに対象生徒の体調に配慮した点を勘案したとしても、生徒同士で直接会話を交わす場が一度も設けられなかったことについては、その後の事案の推移を見ても十全な措置だったのかは疑問が残る。教育的観点からその後の彼らの人格形成ということを考えるならば、対象生徒と関係生徒との会見の場をうまく設定したかった。

本事案においては、前述したようにいじめ及びいじめ類似行為と評価される行動があったことは認められるが、聞き取り調査においては関係生徒に強い悪質性があるとは評価できなかった。むしろ、いじめ行為を受けた側が苦痛を感じたことによりいじめと認定されるということに関係生徒が十分に理解していなかったことが、事案の背景にあったと考えられる。そのため、「いじめ」に関する法的な内容も含め、改めて学習の一環としてカリキュラムに定位した指導を行うことを提言したい。いじめが悪いことであり、してはいけない行為であるということは認識しているとしても、法的にはどういう行為がいじめに当たるのか、それによって事後にどのような事態が起こり得るのかについて学習する機会を設定することは、学校教育において必要不可欠なことであり、計画的ないじめに関する授業の実施を提言したい。

2 いじめ事案への対応のシステム化・マニュアル化

いじめ事案が発生した際の対応のポイントに挙げられることの一つが、初動対応である。本事案においても、いじめの申立てが最初に行われた段階での対応が、場当たり的ではなかったかとの懸念がある。聞き取り調査については、対象生徒の保護者の意見を聞きながら実施されたものの、聞き取りの方法が二転三転し、それが逆に不信感を招くきっかけとなった。いじめ及びいじめ類似行為の申立てがなされたときに、具体的にどのように対象生徒やその保護者からの訴えに向き合い、対応していくのかを教職員間で確認するために、対応をシステム化・マニュアル化して全教職員で共有するべきである。

当该校においては、早い段階から市の福祉課や県教育庁生徒指導課等との連携を行っていたが、そのことで対応に主体性や能動性がやや欠けるきらいはなかったか。関係機関と早期から連携すること自体は適切な対応だったと言える一方で、外部機関に対応を割譲したというより委ねる形となった結果、いじめ及びいじめ類似行為の苦衷を感じながらも、当该校に通学したいという対象生徒の思いを十分には受け止め切れなくなってしまったのではないだろうか。

学校における不登校時の対応については、個別の事案によって対応にゆらぎがある。義務教育段階での対応と県立学校での対応の違いについては、特に単位取得の概念が大きく異なる。そのために不登校を余儀なくされた場合には、児童生徒の保護者は不安感や不信感を抱きやすいことも想定される。当该校の対応としての対象生徒及びその保護者との間で問題となったことの一つには、単位認定に係る問題があった。現場での混乱や保護者の不安感を低減させるためにも平成28(2016)年に制定された教育機会確保法の趣旨を踏まえつつ、十分かつ丁寧な説明を行う体制を整えておく必要がある。

本事案において、対象生徒が感じた不信感の背景には、学校対応があった。対象生徒が自らの思いを手紙として記し、それを関係生徒に渡して返信を求めるという対応が行われたが、そうした一連の対応が滞ったことで、対象生徒は学校対応全体に不信感を抱くことにつながっていったのであるが、こうした心情は理解し得るものである。閉塞的な状況や苦しい心情を表出したことに対して応答が得られないことは虚脱感や不安感、不信感を増幅させる結果となり得る。いじめ事案への対応として、かつて小学校などで行われていた、事案発生後にいわば謝罪会をすることで決着を図ろうという指導は、現在では不適切であるとされている。たとえ関係生徒が謝罪したとしても、それによっていじめを受けた生徒が納得するとは限らないし、関係生徒側にも意識の中で不満がくすぶることにもつながりかねないという恐れがあるためである。本事案においても、手紙を渡された関係生徒は、どのように返信を書けばよいかわからなかったと思われ、仮に返信がなされたとしても対象生徒がそれに納得したとは限らない。

むしろ、そのやり取りがうまく進まなかったことが、対象生徒の苦しみを深刻なものにした可能性が高い。こうした場合にどのような対応が望ましいのかについて、学校として、発達段階や事案の状況をある程度想定したマニュアル化を図ることは、再発防止には必要である。

3 第三者委員会の活用

本事案への対処として、第三者調査委員会委員として我々が委嘱されたのは、対象生徒の不登校が始まってから約一年半後であった。その間の生徒及びご保護者の心中を察すると胸が詰まる思いである。また、当該校関係者においても同様につらい日々を過ごしていたことは想像に難くない。

第三者調査委員会は、設置に至るまでにいくつかの困難なゲートがあり、そのためその立ち上げには一定の時間を要する。しかしながら、実際のいじめ事案によって生じる関係者の苦衷を考えると、適切な段階で第三者調査委員会を招集することについて、積極的に検討されてもよいのではないだろうか。仮定の話で恐縮だが、本事案について振り返ると、いじめ事案としての申立てがなされた令和6年5月以降に、当該校とのやり取りが不調に終わっていた時期があった。その後の早期の段階で調査が行われていれば、あるいは転学という事態に至らずに済んだ可能性もあったのではないかとと思われる。

第三者調査委員会の設置の目的は、事実関係をできるだけ明らかにすること、学校等の対応について検証すること、さらには再発防止に向けた提言を行うことなどにある。こうした目的を達成する過程において、被害を受けたとされる生徒の回復を図ることができる可能性があるならば、その点についても積極的に取り組むことは、第三者委員会の重要な役割ではないのだろうか。

第三者委員会の在り方については、今後、関係機関において、さらに検討が重ねられていくことが求められるものとする。